

遺族(補償)等年金前払一時金

遺族(補償)等年金を受給することとなった遺族は、1回に限り、年金の前払いを受けることができます。

若年停止により年金の支給が停止されている場合でも、前払いを受けることができます。

給付の内容

前払一時金の額は、給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分のなかから、希望する額を選択できます。

なお、前払一時金が支給されると遺族(補償)等年金は、各月分(1年たってからの分は法定利率で割り引いた額)の合計額が、前払一時金の額に達するまでの間支給停止されます。

請求の手続き

遺族(補償)等年金前払一時金の時効は、被災労働者が亡くなった日の翌日から2年です。

原則として、遺族(補償)等年金の請求と同時に、「遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金・遺族年金前払一時金請求書」(年金申請様式第1号)を、所轄の労働基準監督署長に提出してください。

ただし、被災労働者が亡くなった日の翌日から2年以内で、かつ年金の支給決定の通知のあった日の翌日から1年以内であれば、遺族(補償)等年金を受けたあとでも前払一時金を請求することができます。この場合は、給付基礎日額の1,000日分から既に支給された年金の額の合計額を減じた額の範囲で請求していただくことになります。

請求書記入例

労働者災害補償保険

遺族補償年金
複数事業労働者遺族年金
遺族年金

年金申請様式第1号

前払一時金請求書

年金証書の番号を記入してください。

年金証書の番号		管轄局	種別	西暦年	番号	
		1 3	5	1 3	0 8 5 7	
死亡労働者	氏名	労働 太郎				
	住所	千代田区霞が関1-2-2				
請 求 人	氏名	労働一夫	生年月日	明大昭平令 〇〇年11月9日	住所 千代田区霞が関1-2-2	
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
<input checked="" type="radio"/> 受けている <input type="radio"/> 受けていない		請求する給付日数 (200 400 <input checked="" type="radio"/> 600 800 1000日分) 選択する				

請求する給付日数を○で囲んでください。

上記のとおり 遺族補償年金 前払一時金を請求します。
複数事業労働者遺族年金
遺族年金

振込を希望する銀行等の名称
<input checked="" type="radio"/> 銀行 金庫 <input type="radio"/> 農協 漁協 信組 <input type="radio"/> 本店 <input checked="" type="radio"/> 支店 支所
預金の種類及び口座番号
<input checked="" type="radio"/> 普通 当座 第 123456 号
名義人 労働一夫

令和2年5月16日

電話番号 00 - 0000 - 0000

郵便番号 100 - 8916

請求人の住所 千代田区霞が関1-2-2

氏名 労働一夫

中央 労働基準監督署長 殿

銀行等に振込を希望する場合は、請求人本人の口座番号を記入してください。